

令和3年 教育委員会第9回定例会 会議録

日時 令和3年5月25日（火） 午後3時00分～午後3時37分
場所 教育委員会室（オンライン）

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

(1) 議案第17号「教育事務に関する議案の意見聴取」

【指導課】

(1) 議案第18号「人事案件」【秘密会】

第 2 報告

【子育て推進課】

(1) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他子育て世帯分）について

【学務課】

(1) 令和3年度 学級編成（令和3年5月1日現在の児童・生徒数・学級数）について

【指導課】

(1) 保幼小合同研修会について

(2) いじめ、不登校、白鳥教室の状況（令和3年4月末）について

第 3 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（6月5日号）

出席委員（5名）

教育長	堀米 孝尚
教育委員	金丸 精孝
教育委員	中川 典子
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（11名）

子ども部長	清水 章
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
副参事（特命担当）	大塚 光夫

子ども支援課長	新井 玉江
子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	安田 昌一
子ども施設課長	赤海 研亮
学務課長	小原 佳彦
指導課長	山本 真
統括指導主事	田中 博

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

子ども総務係長	江口 友規
総務係員	橋本 悠

堀米教育長 開会に先立ち、本日傍聴者から傍聴申請があり傍聴を許可していることを報告しておきます。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため傍聴は隣の教育相談室に備えているテレビモニターで行っていただきますのでご承知おきください。

ただいまから令和3年教育委員会第9回定例会を開会いたします。

本日の教育委員は全員出席です。

今回の署名委員は、長崎委員にお願いします。

◎日程第1 議案

【子ども総務課】

（1）議案第17号「教育事務に関する議案の意見聴取」

堀米教育長 議事日程に先立ちまして、オンラインで出席している幹部職員の点呼を子ども総務課長お願いします。

子ども総務課長 はい、子ども総務課長です。本日幹部職員のうち議場出席しておりますのは子ども部長、教育担当部長、そして私の子ども総務課長です。

オンライン出席している幹部職員は、私が職名を読み上げますので返事をお願いいたします。

それでは読み上げます。子ども支援課長。

子ども支援課長 はい、新井です。

子ども総務課長 子育て推進課長。

子育て推進課長 はい、中根です。

子ども総務課長 児童・家庭支援センター所長。

児童・家庭支援センター所長
子ども総務課長
子ども施設課長
子ども総務課長
学務課長
子ども総務課長
指導課長
子ども総務課長
九段中等教育学校経営企画室長
子ども総務課長
堀米教育長

はい、安田です。
子ども施設課長。
はい、赤海です。こんにちは。
学務課長。
はい、学務課長小原です。よろしくお願ひいたします。
指導課長。

はい、指導課長山本です。よろしくお願ひいたします。
九段中等教育学校経営企画室長。

はい、九段中等大塚です。
はい、以上のとおり全員出席でございます。よろしくお願ひいたします。
はい、本日の議事日程をご覧ください。

日程第1、議案第18号の人事案件でございますが、そちらにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により秘密会として取り扱わせていただきたいと思います。

議案第18号について秘密会とすることに賛成の教育委員の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

堀米教育長
子ども総務課長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、本件につきましては、会議の最後に取り扱わせていただきます。

それでは、日程第1議案に入ります。

議案第17号「教育事務に関する議案の意見聴取」につきまして、子ども総務課長よりご説明をお願いします。

はい。子ども総務課長です。議案第17号教育事務に関する議案に係る意見聴取について、ご説明いたします。

本件は職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の区議会への議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき区長から意見を求められたため本案を提出するものでございます。

1枚おめくりください。区長からの意見を求める文書がございます。もう1枚おめくりいただきますと、職員の服務の宣誓に関する条例の新旧対照表がございます。もう1枚おめくりいただきますと、今回の条例改正の概要等がございますので、この資料を用いて改正概要の説明をさせていただきます。資料をご用意ください。

概要・経緯をご覧ください。今般改正しようとしている条例、職員の服務の宣誓に関する条例については、新たに職員となった者に署名させるための宣誓書の様式を規定してございます。実際の様式のイメージがございましたのでご覧ください。

様式は2種類ございまして、教育公務員以外の職員のものとは教育公務員のもの規定してございます。国においても同様でございますが、2つ目、3つ目の丸にございますように、本区においては令和2年度から押印義務付けの廃止が可能なものについては極力廃止すべきの方針が示され、令和3年

4月に押印等の見直しマニュアルが策定、判断基準等も示され、その実施に向け各所管でその取り組みを進めているところでございます。

4つ目の丸にございますように、服務宣誓書の性質上、押印を廃止してもその機能及び性質等は損なわれないことから、様式内の押印欄を削除するものでございます。

2、改正内容でございます。服務宣誓書から職員の押印欄を削除してございます。

3つ目の留意点をご覧ください。2つ目の丸にありますように、本条例には教育公務員の服務宣誓書も規定してございますので、本委員会に意見聴取を行うものでございます。

それでは1枚目にお戻りください。

教育委員会の意見といたしましては、職員のサービスの宣誓書に関する条例の一部を改正する条例について異議なしとして提出したいと考えております。ご説明は以上でございます。

堀米教育長

はい、ありがとうございます。

説明は以上です。ご質問等ありましたら、お願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

ここでは教育職員と書いてありますが、幼稚園の教諭以外は対象にならないのでしょうか。例えば、保育園の先生などはこの対象にはなっていないと理解してよろしいのでしょうか。

堀米教育長

はい、子ども総務課長。

子ども総務課長

はい、子ども総務課長です。

保育士は教育公務員以外の職員というところで宣誓してございます。

堀米教育長

はい、金丸委員。

金丸委員

そうであるとする教育職員のところだけでなく、それ以外のところでも教育委員会として異議がないかどうかの意見を言わなくてはいけないのではないのでしょうか。

堀米教育長

子ども総務課長。

子ども総務課長

保育士についての任命権は区長部局にございますので、ここでは幼稚園教諭の部分だけ意見を求められているということになります。

堀米教育長

はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。

(なし)

堀米教育長

よろしいでしょうか。

それでは、本件の議案につきまして採決を行います。賛成の教育委員の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

堀米教育長

はい、ありがとうございます。全員賛成により可決いたしました。

◎日程第2 報告

【子育て推進課】

(1) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他子育て世帯分）について

【学務課】

(1) 令和3年度 学級編成（令和3年5月1日現在の児童・生徒数・学級数）について

【指導課】

(1) 保幼小合同研修会について

(2) いじめ、不登校、白鳥教室の状況（令和3年4月末）について

堀米教育長	それでは、日程第2、報告事項に入ります。 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金につきまして、子育て推進課長、説明をお願いします。
子育て推進課長	はい。子育て推進課長です。資料をご覧ください。特別給付金についてご説明いたします。 前回は、この特別給付金のひとり親世帯分をご説明いたしました。本日はそれ以外の世帯についてご説明するものです。まだ国から全部資料が出切っていないところがあり確定していないところもございますが、大枠での説明になります。 対象者は2番のところがございますとおり、今年の住民税の均等割が非課税の者と同様の収入状態であると見込まれる者が対象となります。この対象者を現在の手当の制度を活用して区分いたしますと、2番の（1）と（2）、そしてその中でまたさらに①②③④というような形で区分されます。この区分に対して3番のところですが、給付金の概要となります。 予算額は給付費がおよそ4,800万、事務費が500万で総額として5,300万になります。前回のひとり親世帯分と同様に予備費を活用して事業を執行いたします。 今回はできる限り速やかに給付するために、これまでと同様、区で対象者を確定できる方につきましては申請を不要とする形をとります。そして申請が不要となるのは、先ほどの2の対象者の中で（1）の中で①のさらに1の方のみが申請不要となります。それ以外の方につきましては、申請していただいて書類を審査したのち給付を決定して指定の口座に給付という形になります。その事業の全体像は、右下の5番のところに表示してあるとおりとなります。 スケジュールが右上の4番のところになりますが、申請不要の方につきましては7月末ごろには指定の口座に振り込む予定でおります。それ以外の方は申請いただいて順次ひと月後にお振込みをする形で2月28日までが申請期限となります。説明は以上です。
堀米教育長	はい、ありがとうございます。ご質問等ありましたらお願いいたします。
金丸委員	金丸委員。 細かいことなのですが、2の対象者の2行目のところに※印があつて扶養親族がいる場合の計算式が、合計所得が右の計算式よりも多いか等しいかと

なっていますが、これは少ないか等しいかではないかというのが1点です。

第2点の質問が(1)の①の①の2の他市非課税者というのは昨年の所得が千代田区以外で発生して、そして千代田区に転居してきたという、そういう趣旨なんでしょうか。

その2つをお聞きします。

堀米教育長
子育て推進課長

子育て推進課長。

はい、子育て推進課長です。

最初の質問は、そうですね、申し訳ございません。不等号の向きが反対、所得がこれよりも小さくないといけないので金丸委員のおっしゃるとおりのような気がいたしますが、確認します。

2つめの質問の方はおっしゃるとおりで、今年の1月2日以降に千代田区に転入してきた方については千代田区で所得がわかりませんので、そういう方については先ほど申したとおりの申請の際に所得の状況がわかる添付書類をつけていただいて審査するという形になります。

堀米教育長
金丸委員
堀米教育長
金丸委員

はい、ありがとうございます。

もう1点だけ。

金丸委員。

もうひとつ聞いておかなければいけないと思ったのは、(1)②も(2)④も高校生相当の児童のみを、と書いてありますが、相当の児童というのは、例えば中学で卒業して働きに出た場合もこれに入るのでしょうか。

子育て推進課長

はい、子育て推進課長です。

基本的には収入を得て営んでいるようであれば対象にはならないと思います。今回はそういう方よりも、働いてないけれども高校にも行ってないような場合の方がいらっしゃれば、高校生相当という表現の中に含まれます。

堀米教育長

はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。

1点目、確認できたら連絡ください。

子育て推進課長

はい、承知いたしました。

堀米教育長

他にございますでしょうか。

(なし)

堀米教育長

よろしいでしょうか。

続きまして、令和3年度学級編成につきまして、学務課長説明をお願いいたします。

学務課長

学務課長です。よろしくお願いたします。

それでは、令和3年度学級編成につきまして教育委員会資料に基づきましてご説明いたします。令和3年度の学級編成につきましては、4月の教育委員会におきまして暫定値として4月1日現在の状況を報告しておりますが、本日は学校基本調査の基準日であります5月1日の状況をご報告するものでございます。

はじめに資料の上段の小学校でございますが、左側が学級数で表の下が合

計数になっております。合計数111学級で4月1日にご報告した数字から増減はありません。また児童数につきましては、その表の一番右の数字ですが3,214名となっており、こちらは4月1日から8名増となっております。

続きまして中学校でございますが、中学校と中等教育学校の前期課程につきましては、次の真ん中の表になります。学級数は左側の一番下の合計数でございますが、全体で39学級で4月1日からの増減はございません。また生徒数につきましては一番右の数字ですが、1,277名となっており、こちらは4月1日と比較しまして4名増となっております。

次の表の特別支援教育における通級指導学級及び特別支援教室の児童生徒数及び中等教育学校全体の学級数生徒数につきましては、4月1日からいずれも増減はありません。ご説明は以上でございます。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。ご質問等ありましたらお願いいたします。
中川委員。

中川委員 この中にステップに通っているお子さんの数が入っていないんですが、各学校でどのような形になっているのでしょうか。

堀米教育長 学務課長いいですか。

学務課長 すみません、学務課長です。一応下から2番目の表の中の内数として、通級指導学級の数字は内数として出していることになっているんですが。

中川委員 各学校で形として統一されていないかもしれないと思うんですが、できたら今でなくてもいいので、各学校がどのような状態になっているか教えていただけるとありがたいと思います。

学務課長 お調べいたしまして後日、ご報告させていただければと思います。

中川委員 はい、よろしくお願いいたします。

堀米教育長 他にございますでしょうか。

(なし)

堀米教育長 続きまして、保幼小合同研修会につきまして、指導課長説明をお願いいたします。

指導課長 はい、指導課長です。私からは令和3年度保幼小合同研修会について説明申し上げます。この研修会ですが、保育園の保育士、それから幼稚園・こども園の教員、そして小学校の教員を対象として就学前教育と小学校教育の課題等について、研修を深めることにより子どもたちの理解をより一層深め、千代田区の学校、園の教育の充実を図ることを目的として平成19年度から実施をしている研修会となります。

今年度の研修テーマですが、幼児期の学びとその学びを生かした小学校の学び、サブテーマを保幼小の円滑な接続を意識して、と設定しております。第1回目の研修会は6月23日水曜日、いずみこども園和泉小学校を会場として、白梅学園大学の無藤隆教授を講師に招き開催をいたします。

第2回目の研修会ですが、11月17日水曜日麴町幼稚園と麴町小学校にて実施する予定で計画を進めているところでございます。第2回目の講師ですが、文科省の初等中等教育局の教科調査官でいらっしやいます渋谷一典先生

を予定しておりましたが、日程のご都合が合わず現在後任の方を調整しているという段階でございます。

6月23日のいずみこども・和泉小学校の実施におきましては、新型コロナウイルス感染症対策を含め、それぞれの校舎長先生方と打ち合わせを行い、当該地区である神田地区の各校舎からは2名、それから麴町地区の各校舎からは1名を上限とした参加人数を設定しております。このことで直接的な参加を30名ということで限定することといたしました。

また、Teamsによるオンライン配信を行い直接会場で参加できない教員については、各校舎で視聴する形といたします。訪問による直接的な参加をしていただく教員については、感染症対策の徹底をとりつつ開催をしていきたいと思っております。本件についてのご説明は以上となります。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。ご質問等ありましたらお願いいたします。
(なし)

堀米教育長 よろしいでしょうか。

続きまして、いじめ、不登校、白鳥教室の状況につきまして、指導課長説明をお願いいたします。

指導課長 はい、それでは続きまして私から令和3年4月のいじめ、不登校、白鳥教室の状況について報告をさせていただきます。

まず、いじめに関してです。4月の新規は1件、昨年度からの継続案件が2件、そして4月に解消した案件は1件となります。新規いじめの状況につきましては、持ち物を壊される、そして捨てられる等となります。解消1件につきましては、転出による解消という形となっております。

続きまして不登校者数についてです。4月の授業日数は各学校とも18日19日あたりということで、30日に満たないということで、今月の不登校報告はございません。各学校に対しましては、年度初めに登校していない児童生徒に対してきちんと連絡をとり、しっかりとサポートするように依頼をしているところでございます。

最後に白鳥教室の利用状況につきましてご報告いたします。昨年度末の時点で一度登録を解除、解消という形をとっておりますので、令和3年4月で全員が再登録をしていただくというような形になります。4月の新規登録者数は7名、そのうち昨年度も登録をしていた児童生徒が6名というような状況となっております。セーフティネットとして非常に重要な場所というような認識をしておりますので、今年度も引き続き各学校と情報提供共有をしながら連携を進めてまいりたいと思っております。

なお1点、お詫びと訂正をさせていただきます。白鳥教室の昨年度3月の利用者数について、前回の教育委員会において資料とともに報告をさせていただいたところではございます。その中で昨年度の3月、6年生の利用者数6名と記載しておりましたが、正しくは5名となります。本日お手元にある資料、昨年度末利用者数6年生5名、これが正しい数値となります。今回の誤りに関しましては、本来3年次であった児童をダブルカウントしてしまう

ということのミスということで、大変申し訳ございませんでした。ここでお詫びと訂正をさせていただければと思います。

本件については以上となります。

堀米教育長

はい、ありがとうございます。ご質問等ありましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

2つ。1つはいじめの件ですけど、今月未解消が3件ありますけど、全部新規なんでしょうか。それとも昨年度からの引き続きのものも入っているのでしょうか、というのが第1点です。

第2点は白鳥教室の読み方ですけど、例えば昨年度末の3年生が4年にといいことですが、2人のうちの1人が今年もエントリーしたというように見てよろしいでしょうか。

堀米教育長

指導課長。

指導課長

はい、指導課長です。

まず、いじめの方のご質問ですが、4月の新規が1件、それから継続が2件、計3件という形になります。

それから白鳥教室の利用状況ですが、昨年度利用者数、例えば表の一番右側3年生の2名、これが今月の利用者数4年生に上がっておりますので、2名のうちの1名が4月中に登録をしたというふうにとらえていただければと思います。

堀米教育長

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

長崎委員。

長崎委員

今の白鳥教室の読み方から見ると、小学校6年生の5名いたのが中1になって1名に減っているんですが、残りの4名というのは区立の中学校に行って通常に通えているのか、それとも私立のどこか中学校に進学したのか、その辺は追えているのでしょうか。

堀米教育長

指導課長。

指導課長

はい、指導課長です。

ご質問ありがとうございます。昨年度3月の6年生5名のうちで4月に中1に進級いたしました。区内の公立中学校に進学した生徒が4名、それから私立に進学した生徒が1名となっております。そのうち区立に進学した生徒のうち1名が今月4月に利用登録したという状況になっております。

堀米教育長

はい、よろしいですか。

長崎委員

はい、ありがとうございました。

堀米教育長

他にありますか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

それでは、日程第3、その他事項に入ります。

子育て推進課長

教育長すみません。子育て推進課長です。

堀米教育長

はい、どうぞ。

子育て推進課長

先ほどの金丸委員のご質問の所得の計算式の件ですが、確認しましたところ金丸委員のご指摘のとおりで不等号の向きは反対が正しいです。申し訳ご

堀米教育長 　　　　　ざいません。
不等号の向きを変えていただきたいと思います。
これについてはよろしいでしょうか。
　　　　　　　　　　(なし)

堀米教育長 　　　　　はい、ありがとうございます。

◎日程第3　その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（6月5日号）

堀米教育長 　　　　　それでは、その他事項に入ります。
教育委員会行事予定表、広報千代田6月5日号の掲載事項につきまして、
子ども総務課長説明をお願いいたします。

子ども総務課長 　　　　　はい。子ども総務課長です。
教育委員会行事予定表と広報千代田6月5日号広報原稿一覧のご説明をいた
たします。
まず、教育委員会行事予定表をご覧ください。5月25日から6月30日まで
の予定を落とし込んでございます。緊急事態宣言が5月31日まで延長された
ことに伴いまして、5月31日まで指導課訪問すべて延期となってございま
す。また、緊急事態宣言が6月20日くらいまで延長するという予定でござい
ますが、近々の日程で指導課訪問の方を延期中止を決定するのは、なかなか
対応が難しいというところで、6月2日、6月4日の指導課訪問については
すでに延期を決定させていただいたところでございます。
6月5日の麴町中学校の体育祭につきましては、秋に延期というところで
こちらでも決定してございます。
裏面にまいりまして、6月16日の指導課訪問、こちらについては緊急事態
宣言が6月20日まで発出されましたら、再度延期の決定をする予定となっ
てございます。
先ほどご説明いたしました6月23日の保幼小合同研修会、こちらの方は今
のところ予定どおり実施の予定でございます。そのほかは後ほどご確認いた
ただければと存じます。
続きまして、広報千代田6月5日号の広報原稿一覧をご覧ください。子ど
も部の方からは4件、地域振興部の方からは9件掲載予定でございます。
まず、児童・家庭支援センターからは3件、「親と子の絆プログラム」ベ
ビママの会と、もうひとつはアンガーマネジメントを学ぼうという講座でご
ざいます。もうひとつ子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会のご
案内、また指導課からは教科書展示会を開催しますというところが原稿とし
て掲載予定でございます。
この指導課の教科書展示会につきましては、こちらでも緊急事態宣言が延長

された場合には千代田図書館が開館されないことが予測されます。そうなりますと、研究所での展示をもって展示会とさせていただくような予定をさせていただきます。別途変更が確定されましたらホームページ等でご案内する予定でございますので、そちらの方のご確認もよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

堀米教育長 はい、行事予定、それから広報千代田掲載の件です。
何かご質問がありますでしょうか。

(なし)

堀米教育長 それでは教育委員さんから情報提供等ございましたら、お願いいたします。

はい、中川委員。

中川委員 情報提供ということではないんですが、今回少年法が改正されて18歳19歳が厳罰化されるということが出てきて、実名報道になるんじゃないかということも言われています。その是非がいろいろあるとして、やっぱり子どものころの育ちにより大人になってからのことが変わってきて、厳罰化したらそれでいいのかという問題だけではないように思うんですね。何か問題があったときには一人一人をきちんと見ていくということがますます大事になってくると思います。大人になってから不幸な事件を起こさないように考えないといけないのかなと思いました。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。ご意見いただきまして、ありがとうございます。他にございますでしょうか。

(なし)

堀米教育長 それでは、ここで5分間の休憩をはさみましてその後秘密会を行います。傍聴の方はご退室いただきたいと思います。

それでは、休憩いたします。5分間休憩いたしますので、よろしくお願いいたします。